【都市計画変更の理由書】

宮崎中央公園は、主に徒歩圏内に居住する者の利用に供する「地区公園」の種別として都市計画決定されており、陸の玄関口であるＪＲ宮崎駅の東部に位置し、隣接する市総合体育館や中央公民館、宮崎科学技術館と共に「文化の森」として広く市民に親しまれ、市内外から多くの人々が訪れる本市を代表する公園となっています。

このような中、令和４年６月に「こども基本法」が成立し、国を挙げて「こどもまんなか社会」を推進していくという方針が示されていることや、本市における児童虐待に関する相談対応件数の現状等を勘案し、児童相談所のあり方について検討が進められ、公共交通による交通利便性や公共施設等の隣接地であることによる児童のプライバシー保護など、様々な観点から総合的に判断した結果、本公園区域内の一部を宮崎市の新たな子どもやその家庭に対して切れ目のない支援を行うための総合支援拠点である「（仮称）みやざきこどもセンター」の建設予定地とすることが決定されました。

都市計画マスタープランにおいても、安心して出産・子育てができる環境等の整備を通して、市民が安全、安心に暮らせる都市を目指していることから、現在の社会情勢下においては、都市計画公園として供するよりも「（仮称）みやざきこどもセンター」の敷地として供する方が公共用地の有効利用として社会通念上望ましいと判断し、今回、本公園区域から当該建設事業に必要な区域を除外する都市計画の変更を行うものです。